

第27回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議  
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年11月19日(木) 9:30~9:56

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから、第27回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議(新型インフルエンザ等対策本部会議)を開催いたします。

本日の手話通訳者は、と「障害福祉課 主査 長尾 和歌子(ながお わかこ)さん」です。

はじめに「危機対策本部の対応状況」につきまして、統括調整部長から説明がございます。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料をご覧ください。本日の会議の開催趣旨でございますが、「新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針」の変更が一つ、それともう一つが11月定例会に提案する予算に係る報告となっております。

2番目の発生状況等については、この後、健康福祉部から説明があります。

3番目の県の対応でございますが、対策本部各部の対応等については、前回からの追加変更があった箇所についてアンダーラインを引いておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

この資料についての説明は以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況等につきまして、健康福祉部長から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

それでは健康福祉部と書いてある資料をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症について、県内の状況でございますが、感染者の状況、昨日17時30分時点で判明していた感染者が計280名、その時点での入院中の感染者が26名、宿泊療養施設利用者が1名、自宅療養者がゼロとなっております。

検査の状況、相談センターの相談件数、コールセンターの相談件数はご覧のとおりです。

詳細については、別紙の方でご確認ください。以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針の変更」等につきまして、統括調整部長よりお願いいたします。

○貝守統括調整部長

「新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針令和2年4月17日(令和2年11月19日変更)」という資料でございますけれども、変更した部分は、この次の2枚組の資料のとおりでございます。弘前保健所管内を中心とするクラスター等に係る部分の項目を削除したものでございます。

青森県対処方針の変更については以上です。

続きまして、「イベント開催制限の考え方について」という横長の資料がございますが、これについてご説明いたします。イベント開催制限の考え方でございますけれども、これまで11月末までとしておりましたイベント開催の目安につきまして、政府の方針に沿って、収容定員、収容率・人数上限等の基本的なものを変えずに、令和3年2月28日まで延長す

るものでございます。なお、別紙として1から8でございますけれども、留意事項等を添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

ポイントについては次のページの「ポイント」と書かれている資料で簡単にご説明します。

イベントを開催する場合の留意事項として、一つが「イベントの特性に応じた人数上限・収容率に留意すること」、二つとして「マスク着用など基本的な感染防止策を徹底すること」、続いて「業種別ガイドラインに基づく感染防止策を徹底すること」、「大声での歓声等」それから「飲食を伴う」「参加者の自由行動」など、リスクに応じた感染防止策の実践すること」、「大規模イベントにおける「混雑」「マイクロ飛沫充満」「打上げ」等の感染リスクを低減すること」、「公共交通機関」「催物後の会食」など、催物前後においても感染防止策を徹底すること」、「接触確認アプリのインストール・活用していただくこと」等でございます。当該資料についての説明は以上でございます。

続きまして、「県主催のイベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策について」という資料でございますが、これにつきましても、弘前市の区域にかかるイベント等についての部分を削除しております。

続きまして、横長の2枚組の資料、右肩に「参考1」と書いてある資料でございますけれども、これは、10月23日に「新型コロナウイルス感染症対策分科会」が提示しました、感染リスクが高まる「5つの場面」、一つが「飲酒を伴う懇親会等」、二つとして「大人数や長時間におよぶ飲食」、三つとして「マスクなしでの会話」、四つとして「狭い空間での共同生活」、五つとして「居場所の切り替わり」、こうした5つの場面について、県においても県民・事業者への周知を図る必要があるため、各部におかれましても関係団体等への働きかけをお願いしたいと考えてございます。

次に、1枚捲っていただいて「参考2」でございます。これから、冬に向けて新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」が政府から示されております。各部におかれましても、必要に応じて関係団体等への周知をお願いするものでございます。説明は以上です。

#### ○坂本危機管理局次長

次に、令和2年度11月補正予算案につきまして、総務部長から説明がでございます。

#### ○鉄永総務部長

令和2年度11月補正予算案の新型コロナウイルス感染症対策関連経費についてご説明いたします。

まず、総額が332億153万円です。内容につきましては三つの柱にしておりまして、一つが「検査体制の強化と医療提供体制の整備」で91億825万円余、二つ目として「経済対策方針に基づく経済・雇用対策」として227億7,150万円余、三つ目が「新しい生活様式」の推進等」として13億2,177万円余となっております。全体像は以上です。

#### ○坂本危機管理局次長

今回の補正予算案にかかります主な事業につきまして、各部より説明をお願いいたします。まず、健康福祉部、お願いいたします。

#### ○有賀健康福祉部長

「主な事業に係る説明資料」の方で説明したいと思います。

まず、健康福祉部の1ページになります。こちらは、新型コロナウイルス感染症入院患者病床確保事業費補助」ということで、これまで新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院については補助していますが、今回、重点医療機関（特定機能病院）、青森県の場合だと弘前大学になりますけれども、そういうところでの単価が変わったというところ、また、

重点医療機関で確保してきた病床というものが増えたというところで今回予算がついています。実際にはこの1ページ目の右側の「(参考1) 各病床の見込み」というところにございますように、病床がそれぞれ増えているというところ、また、「参考2」にありますように、補助単価の拡充がなされたというところになります。

続きまして、もう1ページお捲りいただきまして、次が「新型コロナウイルス感染症検査体制強化事業費」となっております。こちらですけれども、これまでも検査体制の強化ということはしてきたところがございますけれども、冬、この時期を迎えまして、例年の季節性インフルエンザの流行期に入ったというところで、当然、発熱患者が多数発生するであろうというところから、検査ができる数を強化、増強して今後の季節にあたっていくというものになっています。具体的には、次の「発熱患者に対する検査能力の目標」というところがございますとおり、これまでは、新型コロナウイルス感染症固有の検査需要というものの見込みとして375検体というものを見込んでおりましたけれども、さらにインフルエンザの影響というものを考えまして、今後の見直しの案としては1日3、100検体を採れる体制を確保するということが目標としております。以上です。

○坂本危機管理局次長

引き続き、商工労働部、お願いいたします。

○相馬商工労働部長

資料の方は6ページになります。商工労働部からは、特別保証融資制度実施費ということで、中小企業の資金繰り支援の関係になります。この資金繰り支援につきましては、9月補正予算におきましても、それまでの利用状況を踏まえて、400億円の融資枠の拡充を行ったところですが、その後も一定の資金需要は続いてございまして、資料の右下にございまして、10月までの利用実績が約902億円ということで、現行の融資枠1,260億円の7割を超える利用となっております。また、その後の状況の中で、県内のクラスターの発生により経営環境が厳しくなっている中小企業者もおりますし、これから年末に向けて相応の資金需要が想定されるということで、それらの資金需要に対応するために、今回540億円を更に融資枠を拡充することによりまして、資金繰りの支援の強化ということに取り組むこととしております。補正予算の内容につきましては、この540億円の融資枠の拡充に伴う貸付金をはじめとした所要の予算を、ご覧のとおり、左下の表のとおり拡充することとしております。以上でございます。

○坂本危機管理局次長

農林水産部、お願いいたします。

○坂田農林水産部長

資料の7ページをお開きください。県産米新規需要創出事業費です。予算額は3千5百25万9千円です。現状と課題でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中食・外食用の米の販売量が落ち込むということ、それから、全国の令和2年産米の予想収穫量が適正生産量を最大14万トン程度上回る見込みであるということから、業務用米の販売環境が厳しくなっております。これを受けて、まっしぐら及びつがるロマンの概算金も前年より1俵当たり800円低下、9月の相対価格につきましても6パーセント低下したところがございます。また、フェア等におきましてPRするわけですけれども、食味を実感し、購入するきっかけとなります試食宣伝、こちらのほうが実施できないという状況になってございます。そこで事業内容でございますけれども、一つ目として「青森県産米フェア」の実施では、イオン、イトーヨーカドー等の大手量販店が販売いたします弁当、おにぎりや飲食店のメニューに、青森県産「まっしぐら使用」などと表示し、販売・PRを実施いたします。二つ目の「青森県産米フェア」の販売支援では、県職員によります営業

と県産米フェアでの販売促進活動を実施することとさせていただきます。事業効果といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響を緩和しまして、生産者の所得確保、それから本県農業の基礎となります水田農業の維持が期待されるということとさせていただきます。以上です。

○坂本危機管理局次長

観光国際戦略局、お願いいたします。

○秋田観光国際戦略局長

資料8ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症の世界的規模で拡大する中で「巣ごもり需要」といった需要上の要因も一部には見られておりますけれども、全体としましては物流の停滞、あるいは渡航制限といったことによりまして、県内企業の海外販路開拓、あるいは拡大への取組に支障が出ているところでございます。このため、関係機関との連携を強化しながら、コロナ禍に対応した効果的な取組を行って、県内中小企業の輸出の早期回復と拡大を支援することによる反転攻勢に向けた取組の強化が必要となっております。また、コロナ禍の中で、令和2年産りんごの本格的な輸出シーズンが到来しており、りんごの輸出量、そして輸出額の維持・拡大に向けた取組の強化が必要です。このような状況を踏まえまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、二つの取組を進めます。一つ目が「輸出ビジネスネットワーク強化事業」におきまして、コロナ禍で海外渡航等ができない中におきましても、県産品の輸出拡大を進めていくために、輸出に取り組む県内企業の商品情報等を網羅的に整理・データベース化して、現地コーディネーターや関係機関等とのネットワークを活用して県産品の売り込み強化等を図るものです。二つ目が「青森りんご輸出版売力強化促進事業」ですが、令和2年産りんご輸出量3万トン、輸出額100億円を堅持するため、青森県りんご対策協議会と連携して、タイ・台湾・香港において、クロスメディアプロモーションやオンラインプロモーションを展開し、現地の需要喚起を図るものでございます。以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に対しまして、質問等ございますでしょうか。よろしいですね。それでは本部長からの指示事項及び県民に向けたメッセージがございます。お願いいたします。

○三村青森県危機対策本部長

まずは指示事項でございます。補正予算について、関係部長からの概要等の説明があったとおりですが、来る県議会においては、事業目的、効果等について議員の皆様方や県民の皆様方にしっかりとお伝えできるよう丁寧に説明を尽くし、御理解をいただくようお願いいたします。

今般の感染拡大は、本県にとってこれまでに経験したことの無い規模のものです。最優先課題として検査体制の強化と医療提供体制の整備に全力で取り組むとともに、依然として厳しい状況が続いております地域経済の早期回復に向けまして、今回追加した対策とこれまでの補正予算で計上した経済対策等、これらを合わせまして最大限の効果が発現できるよう、国・市町村及び関係機関と十分連携しつつ、取り組んでください。

また、国の予算編成が本格化するに当たって、現在生じている課題や、今後必要となる対策について各部局において検討のうえ、国等への働きかけについても積極的に取り組んでください。

次に、イベントの開催制限について、関係部長から説明があったとおり、現行の収容率要件や人数制限について、国と同様に2月28日まで延長することとしました。

各部にあっては、クリスマス・初詣など年末年始の行事も含め、イベント・催物等における新型コロナウイルス感染症患者の発生・拡大を防止するため、主催者等からの相談・協議

に対しては丁寧に対応するとともに、必要な助言・指導等を実施してください。また、多くの方が利用する県立施設や、県主催のイベント・行事等における感染防止対策についても万全を期すよう、引き続きよろしく申し上げます。

11月に入り、全国的に感染症患者が増加しており、厳しい状況が続いているものと認識しています。

各職員にあっては、公私ともに感染防止対策を徹底するとともに、本県からの出張等に当たっては、移動先の状況等を踏まえ適切に対応してください。

今後とも、人の往来等に起因する、ある程度の感染症患者の発生が想定されるところであります。そのことが感染の更なる拡大に繋がらないよう、引き続き、緊張感を持って全庁体制で取り組むよう指示します。

続いて県民の皆様方にお話しさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々に、謹んで哀悼の意を表しますとともに、御遺族の方々に心よりお悔やみを申し上げます。

また、現在、入院中及び療養中の皆様方におかれましては、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

さて、青森県における新型コロナウイルス感染症の感染状況については、10月12日に最初の感染症患者が確認された弘前市のクラスターと、10月30日に最初の感染症患者が確認された八戸市のクラスターの2つのクラスターに関連して、多数の感染症患者が発生していたところですが、現状において、いずれの事案についても収束に近づきつつあるものと認識しております。入院、宿泊療養等の療養者数も着実に減少しています。

一方で全国の感染状況は、一日当たりの感染症患者の発生が過去最多の水準で推移し、東北地方においてもクラスターの発生が相次ぐなど、決して楽観視できる状況にはありません。

県民の皆様方におかれましては、繰り返しとなりますが、御自身の日々の体調について御確認いただき、「三密」の回避、マスクの着用など、基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染リスクが高い場所への外出を避けていただくようお願いいたします。

高齢の方など重症化しやすい方におかれては、特に留意してください。

また、政府では、現在の感染状況等を踏まえ、イベント開催制限について、11月末までの取扱いとしていた収容率要件及び人数上限を、当面、来年2月末まで延長することとしました。

これに伴い、本県におけるイベント開催制限についても、政府の方針に沿って期間を延長します。

イベントの主催者、施設管理者におかれては、業種別ガイドラインに基づき、イベントの種類・形態に応じて想定される感染リスクを踏まえ、事前に十分な検討及び準備を行った上で、必要な対策を徹底していただくようお願いいたします。

さらに、政府からは『感染リスクが高まる「5つの場面」』として「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」が提示されているところであり、県民の皆様方及び事業者の皆様方におかれては、これらに該当する場面がどこにあるのかそれぞれ確認の上、場面に応じた感染防止策を実践していただくようお願いいたします。

併せて、政府が提示する「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を参考とし、寒冷期においても十分な換気を確保することなどについても、よろしくお願い申し上げます。

次に、補正予算について、来る11月24日に開会されます県議会第304回定例会に令和2年度11月補正予算として、332億円余の新型コロナウイルス感染症対策関連経費を提案します。

今回の補正予算は、県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、検査体制の強化と医療提供体制の整備に取り組むとともに、引き続き「青森県新型コロナウイルス

ス感染症経済対策方針」に基づく地域経済の回復に向けた取組を進めるほか、「新しい生活様式」の推進を図るのに要する経費等について、所要の予算措置を講ずることとしました。

具体的には、

- 季節性インフルエンザ流行期における検査需要の増加に対応するための検査体制の強化と感染患者を受け入れる入院病床の確保に取り組みます。
- 厳しい経済状況が続く中、特別保証融資制度の融資枠の拡大により年末に向けた中小企業の資金需要に対応して参ります。
- 県内製造業の輸出等への支援、中食・外食における県産米の利用促進PRや海外におけるりんごの販売促進などにも取り組みます。

これらの取組を通じて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最優先で対応を図るとともに、これまでの補正予算で計上した経済対策なども最大限に活用しながら、地域経済の回復に総力を挙げて取り組んで参ります。

全国的に感染が拡大する中、人の往来に伴う感染リスクを完全に排除することはできません。

県内においても、ある程度の感染症患者の発生が想定されるところですが、その場合にあっては迅速に積極的疫学調査を実施し、感染拡大の芽を早期に摘み取っていくことが肝要と考えております。

県としては、今後とも感染防止対策の徹底と、感染症患者が発生した場合の感染拡大防止に全力で取り組んで参りますので、県民の皆様方には、引き続きの御協力をお願い申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上を持ちまして、第27回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を終了します。ありがとうございました。